

平成30年度における関税率及び関税制度の改正等

平成 29 年 12 月 14 日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

# 平成30年度関税改正に関する答申(案)の概要

## I 平成30年度関税改正を巡る諸情勢

## II 平成30年度関税改正等についての考え方

### 1. 暫定税率の適用期限の延長等

- (1) 暫定税率の適用期限の延長等
- (2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限の延長等

### 2. 個別品目の関税率等の見直し

- (1) ラミー系の関税率の見直し
- (2) 小手の関税率の見直し
- (3) 化粧品についての税細分の統合
- (4) 繊維製品についての税細分の統合

### 3. 特恵関税制度に関する見直し

- (1) 特恵関税適用除外措置の適用
- (2) 特恵関税適用除外措置に伴う個別品目の関税率の見直し
- (3) 特恵関税適用貨物に対する事後確認手続等の規定の整備

### 4. 金の密輸入に対する罰則強化

### 5. その他

- (1) 成年後見制度に係る通関業法上の欠格条項の見直し
- (2) 子畜用配合飼料規格の見直し
- (3) 紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠の簡素化
- (4) 輸出入・港湾関連情報処理センターの在り方の見直し
- (5) 貿易統計の在り方の見直し

# I 平成30年度関税改正を巡る諸情勢①

## 1. 関税率及び関税制度を巡る国際的状况

- 英国のEU離脱交渉、米国のTPP離脱等、自由貿易体制は大きな課題に直面。
- 保護主義の高まりが懸念される今こそ、これまで自由貿易体制の恩恵を受けてきた我が国として、自由で公正な経済圏を創り上げる役割を今まで以上に果たしていくことが重要。
- TPP11の大筋合意、日EU経済連携協定の交渉妥結に至る過程で、我が国は重要な役割。引き続き主導的に交渉を行っていくことが、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）等、他の広域経済連携協定（メガFTA）の推進にもつながることを期待。

## 2. 税関行政を取り巻く状況

- 「安全・安心な社会の実現」の観点からは、2019年にG20首脳会議、ラグビーワールドカップ、そして2020年にオリンピック・パラリンピックの日本開催を迎える中、観光立国を実現しつつ、テロ対策に万全を期す必要。
- 「適正かつ公平な関税等の徴収」の観点からは、昨今社会問題化している金の密輸入に対する対応が特に急務。水際での検査を一層強化するとともに、金の密輸入等に対する罰則の強化が必要。
- 「貿易の円滑化」の観点からは、国際的な旅客の往来や貨物・郵便物の取引が増加傾向にあり、適正な通関を確保しつつ、その手続を引き続き迅速に行うことが重要。また、申告官署の自由化の円滑な運用に努めることが重要。

# Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方①

## 1. 暫定税率の適用期限の延長等

### (1) 暫定税率の適用期限の延長等

- 時限的に基本税率より低い関税率（暫定税率）が定められているとうもろこし、麦芽等392品目について、国内生産者・消費者等へ及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、暫定税率の適用期限を平成30年度末まで1年延長することが適当。
- 銅・鉛・亜鉛の地金（26品目）について、今後、中長期的に関税率の見直しを行う蓋然性が認められないことから、暫定税率を廃止し、基本税率化することが適当。

### (2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限の延長等

- 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置については、暫定税率と一体のものとして設けられていることを踏まえ、暫定税率と同様に、その適用期限を平成30年度末まで1年延長することが適当。
- 牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準数量に係る特例措置（注）については、牛肉の輸入数量が米国でのBSE発生前の水準に回復したとは言い難いことから、平成30年度も継続することが適当。

（注）牛肉の発動基準数量については、平成18年度から29年度までの間は、前年度の輸入実績が米国におけるBSE発生前の水準（平成14年度と15年度の輸入実績の平均値）を下回る場合には、平成14・15年度実績の平均値により設定。

- なお、牛肉に係る関税の緊急措置については、本年、冷凍牛肉に対して21年ぶりに発動されたところ、その効果等を検証するとともに、円滑かつ安定的な輸入の実現を図る観点も踏まえ、制度の在り方について引き続き検討することが適当。

# Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方②

## 2. 個別品目の関税率等の見直し

- 以下の品目の基本税率について、見直しを行うことが適当。

### ラミー糸

- ラミー糸は麻製品の原料として、輸入の全てを中国に依存。
- 国内の麻製品製造業は、最近の輸入ラミー糸の価格高騰を受け、中国製麻製品との競争が激化。
- 国産ラミー糸は高品質であり輸入品と競合せず。

国際競争力強化の観点から、基本税率9.6%を無税とする。

### 剣道用の小手

- スポーツ用品（剣道防具一式等）を輸入する場合は関税無税となる一方、小手のみ輸入する場合は有税。
- 平成24年度から中学武道が必修化している中、国産胴台等と輸入小手を組み合わせた防具一式に割高感。
- 国産小手は高級品であり輸入品と競合せず。

消費者利益の観点から、基本税率7.8%を無税とする。

### 化粧品

- 化粧品の品目区分の「その他のもの」の細分として、「油、脂又はろうをもととした調製品」（協定税率4.8%）と「その他のもの」（協定税率4.0%）とで異なる関税率を適用。
- 輸入申告手続において分類等のための資料が必要となり、輸入者等に貿易手続上の事務負担が発生。

国内税細分を統合し、基本税率を4.0%に統一する。

### 繊維製品

- 関税率表第61類から第63類までの繊維製品は、「ししゅうしたのもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」と「その他のもの」の税細分が存在。
- 輸入申告手続において分類等のための資料が必要となり、輸入者等に貿易手続上の事務負担が発生。

一部品目を除き国内税細分を統合する。

## Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方③

### 3. 特恵関税制度に関する見直し

#### (1) 特恵関税適用除外措置の適用

- 特恵関税制度は、開発援助のため開発途上国からの輸入品に対する関税を減免するもの。適用実績が高中所得国の一部に偏在する状況を踏まえ29年度改正で基準を見直し。
- 部分適用除外措置の基準を踏まえ、農水産品9品目及び鉱工業品861品目について、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで特惠税率の適用対象から除外。
- 全面適用除外措置の基準を踏まえ、セーシェル及びアンティグア・バーブーダについて、平成30年4月1日から特惠税率の適用対象から除外。
- 国別・品目別特惠適用除外措置の基準を踏まえ、農水産品2品目及び鉱工業品49品目について、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで特惠税率の適用対象から除外。

#### (2) 特恵関税適用除外措置に伴う個別品目の関税率の見直し

- 特恵関税適用除外措置の見直しに伴い、平成30年度から特惠適用除外となる品目のうち、我が国産業への影響及び国内生産の状況等を踏まえ、以下の6品目の関税（基本税率）を無税とすることが適当。

（対象品目）①ジスプロシウム鉄合金、②水酸化アルミニウム、③パラ・ターシャリ・ブチルフェノール、④オキシ塩化ジルコニウム、⑤ADAH／TEAH、⑥亜麻糸（単糸）

# ＜参考＞特恵関税の適用除外措置

|   | 対象                                    | <p style="text-align: center;"><b>特恵関税適用除外基準</b></p> <p style="text-align: center;">朱書部分は平成29年度改正において見直した内容</p>   | 期間                                    | <p style="text-align: center;">平成30年度から<br/>特恵関税適用除外措置の影響<br/>を受ける予定の国・品目数</p>  |
|---|---------------------------------------|---|---------------------------------------|---|
| <p style="text-align: center;"><b>全面卒業</b></p>            | <p style="text-align: center;">国</p>  | <p style="text-align: center;">3年連続して</p> <p style="text-align: center;"><b>又は</b></p> <p style="text-align: center;">「高所得国」に該当した国<br/>(注1)</p> <p style="text-align: center;"><b>「高中所得国」(注2)に該当<br/>かつ<br/>世界の総輸出額に占める当該国の輸<br/>出額の割合が1%以上である国</b></p> | <p style="text-align: center;">無期</p> | <p style="text-align: center;">セーシェル、アンティグア・<br/>バーブーダ</p> <p style="text-align: center;">(参考) &lt;平成31年度&gt;<br/>以下の5か国が特恵適用除外見込み<br/>中国、タイ、メキシコ、<br/>マレーシア、ブラジル</p> |
|   | <p style="text-align: center;">品目</p> | <p style="text-align: center;">全ての品目</p>  |                                       |   |
| <p style="text-align: center;"><b>部分卒業</b></p>            | <p style="text-align: center;">国</p>  | <p style="text-align: center;"><b>又は</b></p> <p style="text-align: center;">「高所得国」に該当<br/>かつ<br/>世界の総輸出額に占める当該国の輸<br/>出額の割合が1%以上である国</p>  | <p style="text-align: center;">1年</p> | <p style="text-align: center;">農水産品<br/>中国産7品目<br/>ブラジル産2品目</p> <p style="text-align: center;">鉱工業品<br/>中国産861品目</p>  |
|   | <p style="text-align: center;">品目</p> | <p style="text-align: center;">前々年の</p> <p style="text-align: center;">輸入額が10億円超<br/>かつ<br/>世界の総輸入額に占める当該国の<br/>割合が25%超である品目</p>  |                                       |   |
| <p style="text-align: center;"><b>国別・品目別<br/>適用除外</b></p> | <p style="text-align: center;">国</p>  | <p style="text-align: center;">全ての国</p>   | <p style="text-align: center;">3年</p> | <p style="text-align: center;">農水産品<br/>中国産2品目</p> <p style="text-align: center;">鉱工業品<br/>中国産49品目</p>  |
|   | <p style="text-align: center;">品目</p> | <p style="text-align: center;">過去3年間の</p> <p style="text-align: center;">総計輸入額が45億円超<br/>かつ<br/>世界の総計輸入額に占める当該国の<br/>割合が50%超である品目</p>   |                                       |   |

(注1) 1人当たりの国民総所得 (GNI) が\$12,476以上の国 (2015年)

(注2) 1人当たりの国民総所得 (GNI) が\$4,036以上～\$12,475以下の国 (2015年)



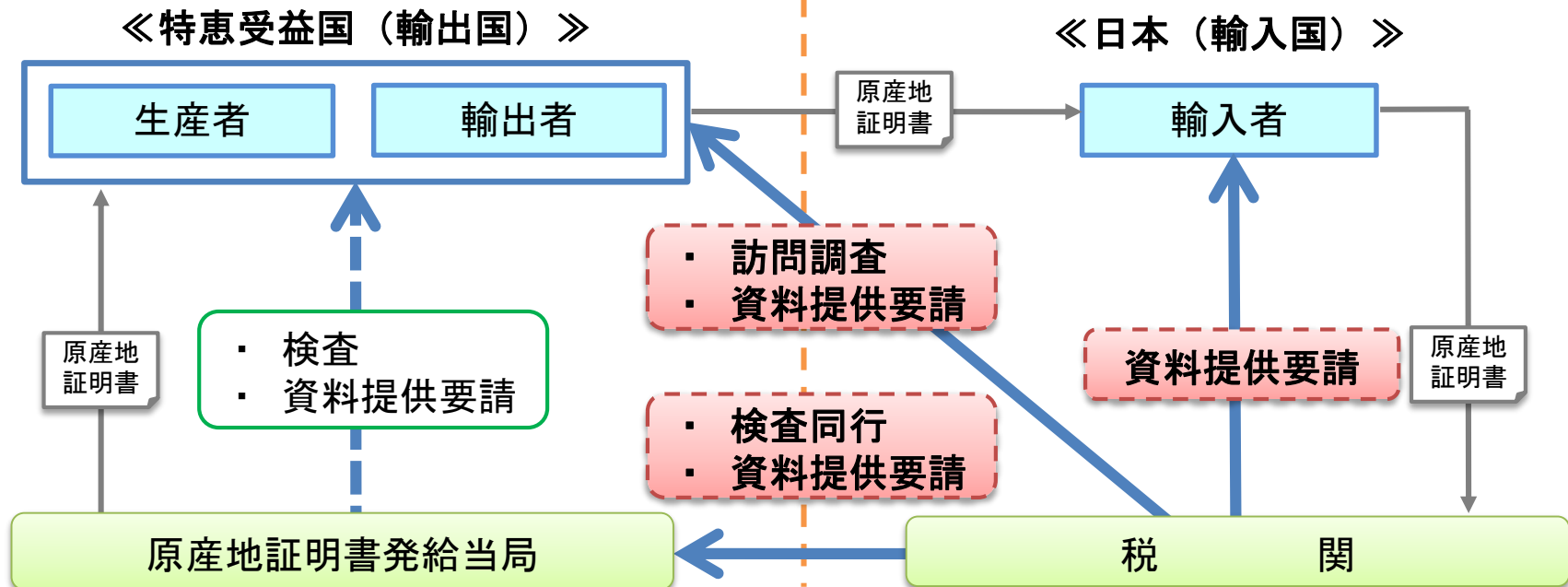
## Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方④

### 3. 特恵関税制度に関する見直し

#### (3) 特恵関税適用貨物に対する事後確認手続等の規定の整備

- 現在、税関が輸入通関後に行う原産性の事後確認については、具体的な手続規定が法令上存在せず、適切な事後確認の実施が困難。今後、特恵関税適用除外国が増加することに伴い、特恵受益国を介した迂回輸入が増加するおそれ。
- 税関による原産性の確認を一層確実にを行うため、特恵関税適用貨物に対する事後確認手続及び特恵否認要件（特恵受益国の協力が不十分な場合等）の規定を整備することが適当。

#### 規定整備後の事後確認手続きのイメージ





# Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方⑤

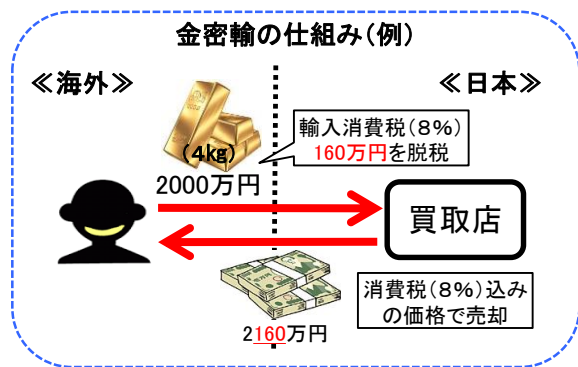
## 4. 金の密輸入に対する罰則強化

- 金を密輸入した場合、関税法上の無許可輸出入等の罪が成立するが、現下の金の密輸入の発生状況を踏まえると、現在の罰則は、抑止効果を発揮できる十分な水準とは言い難い。
- また、金の密輸入を根絶する観点からは、金の密輸入者のみではなく、悪質な国内買取業者や国内で換金した現金を密輸出する者に対しても厳正に対処する必要。
- 金の密輸入に対する抑止効果を高め、密輸入者等を一層厳正に処分するため、無許可輸出入等の罪及び密輸品譲受等の罪の罰金額を大幅に引き上げることが適当。

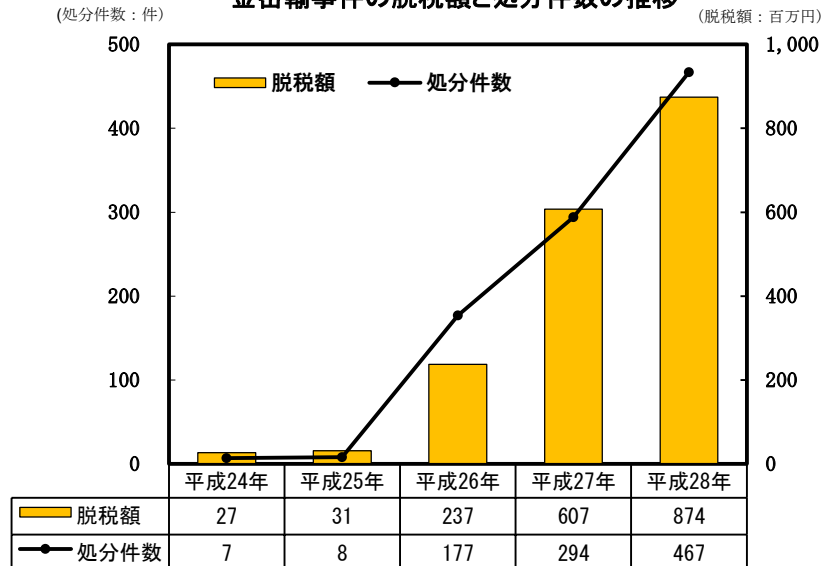
### ● 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入が多発

<摘発数量> 平成28年 : 811件、約2.8トン  
→ 平成29年1-9月 : 976件、約4.5トン

<脱税額> 平成28事務年度 : 約8億7千万円 (約2.5トン)



金密輸事件の脱税額と処分件数の推移 (脱税額: 百万円)



※年は、事務年度(7月~6月)

## Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方⑥

### 5. その他

#### (1) 成年後見制度に係る通関業法上の欠格条項の見直し

- 通関業法上の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「通関業及び通関士の業務を適正に遂行する能力を有しない者」である旨の実質的な規定に改めることが適当。



- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「成年後見制度利用促進基本計画」が決定。

（参考1） 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）（抄）

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

- 通関業法においては、通関業及び通関士に係る欠格事由として、「成年被後見人又は被保佐人」という名称に着目した形式的基準を規定。

（参考2） 弁護士法、税理士法、医師法、保険業法等においても、成年被後見人等が欠格事由として規定。

## Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方⑦

### 5. その他

#### (2) 子畜用配合飼料規格の見直し

- 薬剤耐性対策を推進する観点から、抗菌性飼料添加物に代え、食品添加物として認められていない他の飼料添加物（ヨウ素酸カルシウム等）を添加するよう、子畜用配合飼料規格を変更することが適当。



- 子畜（哺乳期の牛・豚）用配合飼料の原料となる乳製品（脱脂粉乳、ホエイ）は、食品への流用防止措置を講じることで無税での輸入が認められている。
- 流用防止措置の一つとして、食用不適化のため、子畜用配合飼料に抗菌性飼料添加物を添加する規格が定められている。
- 薬剤耐性対策を推進する観点から、農林水産省は、人の健康への影響があると評価された抗菌性飼料添加物の使用を禁止する方針を決定。

## Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方⑧

### 5. その他

#### (3) 紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠の簡素化

- 免税枠の区分を撤廃して400本に統合・簡素化した上、3年の経過期間後に免税数量を200本とすることが適当。

《 現行 》

| 紙巻たばこ | 入国旅客 |      |
|-------|------|------|
|       | 居住者  | 非居住者 |
| 外国製   | 200本 | 400本 |
| 日本製   | 200本 | 400本 |

見直し

《 見直し後 》

| 紙巻たばこ | 入国旅客               |
|-------|--------------------|
|       | 400本<br>(3年後に200本) |

※葉巻たばこ、その他のたばこについても同様に見直し

- 我が国の紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠は、①外国製・日本製、②居住者・非居住者の区分が設けられ、諸外国と比較しても複雑な免税区分となっており、入国旅客にとって分かりにくく、また、税関にとっても免税の可否の判断に時間がかかり、迅速な通関の妨げとなっている場合がある。
- 今後、入国旅客の一層の増加が見込まれる中、諸外国の免税数量(概ね200本)及び旅客の通関手続上の便宜も考慮しつつ、紙巻たばこ等の携帯品免税枠を簡素化することにより、迅速な通関を実現する必要がある。

## Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方⑨

### 5. その他

#### (4) 輸出入・港湾関連情報処理センターの在り方の見直し

- 今後とも、国の政策を確実に実施していく観点から国が関与しつつ、株式会社として民間活力を活かした経営を行うという現在のバランスある体制を維持。
- 引き続き、NACCSセンターにおいて、政府とともに、コスト削減及び利便性向上の両面から、業務運営全般に係る検討を行っていくことを期待。

- NACCSセンターは、平成20年に株式会社として民営化。
- 民営化のための改正法附則において、民営化後10年以内に会社の在り方について検討を加えることとされているが、この間、政府は約半数の株式を民間に売却するとともに、NACCSは、我が国通関手続等のインフラとしての地位を向上。

#### 現状・評価

##### 経営の効率化・透明化等

- ・ 本年10月、約8年ぶりとなる大規模なシステム更改（第6次更改）を円滑に実施、安定的に稼働中。
- ・ 必要な利益を確保し、経営情報を積極的に公表する等、効率的かつ透明性のある経営を推進。 等

##### 貿易円滑化への貢献

- ・ 関係6省のシステムをNACCSに統合（貿易手続等のシングルウィンドウ化を実現）。
- ・ 申告官署の自由化等、最近における主要な税関の施策は、NACCSの利用を前提。 等

##### 安心・安全への貢献

- ・ 水際でのテロ対策等を効率的に推進するために必要な電子情報を入手するプラットフォームとしても活用。

## Ⅱ 平成30年度関税改正等についての考え方⑩

### 5. その他

#### (5) 貿易統計の在り方の見直し

- 貿易統計確定値公表後の数値の修正、貿易統計ホームページの内容、貿易統計における詳細情報の非公表化について、可能な限り早期に必要な見直しを行うことが適当。
- 実施に係るコスト、関連する統計への影響、実施に際しての周知等に十分に留意することが必要。

- GDP統計の見直しや証拠に基づく政策立案（EBPM）など、統計全般に対する注目が高まる中、貿易統計についても、幅広い利用者に対して利便性の高い情報の提供が必要。
- 利用者目線に立った貿易統計の更なる利便性向上のため、関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会の下に設置された「貿易統計の在り方に関するワーキンググループ」において、貿易統計の公表等の在り方について議論。

#### （検討課題と見直しの方向性）

1. 貿易統計確定値公表後の数値の修正  
→ 輸出入実態のより正確な反映のため、確定値の公表後に新たに改訂確定値（仮称）を公表
2. 貿易統計ホームページの見直し  
→ 利用者利便の向上のため、ホームページ上の項目の階層化やFAQの整理・充実等を実施
3. 貿易統計における詳細情報の非公表化  
→ 非公表化の基準を明文化するとともに、営業上の秘密を守りつつ統計の透明性を高める処理方法へ変更